

福生市子ども食堂支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法人その他の団体（以下「団体」という。）が実施する子ども食堂（地域の子ども及びその保護者等が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事をとりながら、相互に交流を行う場を提供する取組をいう。以下同じ。）について、当該経費の一部を補助することにより、その安定的な実施環境を整備し、各家庭の安定した食事の機会及び地域交流の場を確保することを目的とする。

(補助対象子ども食堂)

第2条 補助の対象となる子ども食堂は、東京都子供食堂推進事業実施要綱（平成30年4月20日付け30福保子家第153号）に基づき市内で実施される子ども食堂（以下「補助対象子ども食堂」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、補助対象子ども食堂を実施する団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各団体が行う補助対象子ども食堂に関する情報共有等を行うため、市が実施する連絡会の構成員となり、当該連絡会に年1回以上参加すること。
- (2) 団体の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (4) 政治的活動及び宗教的活動を行わないこと。
- (5) 営利目的の活動を行わないこと。
- (6) 団体及び団体の代表者が地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象子ども食堂の実施に要する経費とする。ただし、人件費及び団体の運営費を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が別に定める。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、子ども食堂支援事業補

助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、こども食堂支援事業補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知（補助金の交付を決定した場合に限る。）には、次に掲げる条件を付するものとする。

（1） 補助金の目的に反するときは、補助金の全部又は一部を返還すること。

（2） その他必要なこと。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、こども食堂支援事業補助金交付請求書（別記様式第3号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助対象こども食堂の実施が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、こども食堂支援事業補助金実績報告書（別記様式第4号）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、こども食堂支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。この場合において、補助決定者は、当該確定した補助金の額が既に交付された補助金の額を超える場合は、当該超えた額を返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、その決定を取り消し、及び当該補助金の返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。